

京都市告示第297号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年8月16日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
伊達街道	伏見区桃山町永井久太郎49番地の2地 先内	旧	メートル 25.00	メートル 7.90 ~ 32.30
		新	25.00	6.50 ~ 27.80
松尾山田緯 13号線	西京区山田北ノ町28番地地先	旧	4.90	2.22 ~ 2.23
		新	12.60	4.00 ~ 5.43

(建設局土木管理部道路明示課)